

介護予防・日常生活支援総合事業に係るQ&A（尾張旭市）

No	分類	質問	回答	回答日
1	指定	<p>市外の事業所であるが、みなし指定期間中（現在）に総合事業該当者（要支援認定の方）はいないが、要介護認定の利用者がいるため、区分変更等で要支援になる場合に備えて尾張旭市の指定を受ける手続を行ったほうがよいのか。また、それを行うことは可能なのか。可能な場合、その手続はどのように行うのか。</p>	<p>利用者の中で総合事業該当者がいない場合においても、指定手続を受けることは可能です。 みなし指定の有効期限は平成30年3月末日までとなりますので、以降の事業者手続については改めてホームページでお示しします。</p>	H29. 1. 25
2	指定	<p>みなし指定期間満了後は、別途の指定申請手続を行えば、引き続き尾張旭市民の利用者に名古屋市にある事業所を利用いただくことは可能なのか。</p>	<p>利用可能です。</p>	H29. 1. 25